

議案第97号

守谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

守谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年守谷市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第23号中「第43条第3項」を「第43条第2項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 2 年 1 2 月 1 4 日 提 出

守谷市長 松 丸 修 久

令和 年 月 日 原案 決

議案	頁数
97号	1

提案理由（議案第97号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、子ども・子育て支援法の一部が改正されたことを受けて、条例における引用条項の改正を行うものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

議案	頁数
97号	2

守谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改 正	現 行
<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) から (22) まで (略) (23) 特定地域型保育事業 法第43条第2項に規定する特定地域型保育事業をいう。 (24) から (29) まで (略)</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) から (22) まで (略) (23) 特定地域型保育事業 法第43条第3項に規定する特定地域型保育事業をいう。 (24) から (29) まで (略)</p>

議案 97号	3
97号	3